

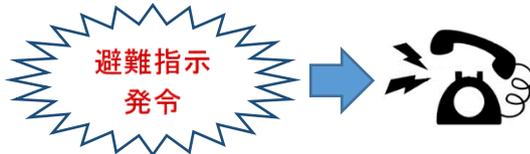
災害時の避難情報等を 電話・FAXでお知らせします！

(※「防災電話・FAX 配信サービス」のご利用には、電話番号等の登録が必要です。)

お知らせする情報

○町の防災行政無線で放送する内容のうち、災害時等緊急的な防災情報
主に、「避難所開設情報」や「避難情報（避難指示等）」などの防災情報等

- 「高齢者等避難」（警戒レベル3）を発令したとき（⇒避難に時間を要する方は避難開始）
- 「避難指示」（警戒レベル4）を発令したとき（⇒速やかに避難を開始）
- 「緊急安全確保」（警戒レベル5）既に災害が発生（⇒命を守る最善の行動）
- 避難所を開設（増設）した場合
- その他災害に関する情報等



【例】（自動音声がかかります。）
「こちらは忠岡町です。〇〇川が氾濫のおそれがあるため、〇時〇〇分、〇〇地域に避難指示【警戒レベル4】を発令。住民はただちに避難してください。」等

登録の対象となる方

○防災行政無線が聞き取りにくく、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方
（※固定電話が対象となります。携帯電話等をお持ちの方は、忠岡町のメール配信サービス「ただおかメール」や「緊急速報メール」「エリアメール」で情報を確認してください。）

注意事項

- 町以外（契約事業者）の電話番号から発信されます。
- 防災電話・FAX 配信サービスは着信した番号へかけ直しても応答できません。音声を聞きたい場合は、「050-5212-5259」へ発信してください。※この番号は通話料が発生します。
- 大規模災害時には通信施設が被災し、サービスの提供ができないことも考えられますので、テレビやラジオなどからも情報を収集してください。
- 電話を廃止又は電話番号を変更された場合は、お知らせください。

登録の方法

- ① 「忠岡町防災電話・FAX 配信サービス登録（変更・解除）申請書」を危機管理課へ提出
- ② 申込受付後、約1週間で登録が完了

【お問い合わせ・申し込み先】忠岡町 町長公室 危機管理課

〒595-0805 泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1 TEL：0725-22-1122 FAX：0725-22-0364

※このパンフレット、登録申請書については、次の窓口へも設置しています。

「役場5階 危機管理課」「総合福祉センター」「東忠岡老人いこいの家」「文化会館」